

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

<ul style="list-style-type: none"> ○ 岡山県屋外広告物条例第五条第三項第三号の知事が指定する区域 (県例規集登載) ○ 液化石油ガス販売事業者の認定 ○ 特定施設の設置の許可申請 ○ 指定居室サービスの事業の廃止 ○ 身体障害者手帳交付のための診断をする医師の指定及び辞退 ○ 優良図書の推奨 ○ 有害図書の指定 ○ 保安林の指定予定 <p style="text-align: center;">【公 告】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 落札者等の決定 ○ 大規模小売店舗の変更の届出の縦覧 ○ 二級建築士の免許の取消し ○ 落札者等の決定 <p style="text-align: center;">【選挙管理委員会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 政治資金規正法及び政党助成法に基づく報告書等の閲覧等に関する規程の一部改正 (県例規集登載) ○ 政治団体の名称等の公表 	<p>都市計画課</p> <p>消防保安課</p> <p>環境管理課</p> <p>指導監査課</p> <p>障害福祉課</p> <p>子ども家庭課</p> <p>〃</p> <p>治山課</p> <p>危機管理課</p> <p>経営支援課</p> <p>建築指導課</p> <p>警察本部会計課</p> <p>選挙管理委員会</p> <p>〃</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 政治団体の代表者等の異動 ○ 政治団体の解散 ○ 資金管理団体の名称等の公表 <p style="text-align: center;">【正 誤】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 岡山県事務処理規則の一部を改正する規則の正誤 ○ 許認可事務等標準処理期間要綱の一部改正の正誤 <p style="text-align: center;">(以上県例規集登載)</p>	<p>〃</p> <p>総務学事課</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>担当課（室）</p>
--	--	--	--

◎岡山県告示第五百二十一号

岡山県屋外広告物条例（昭和四十一年岡山県条例第二十九号）第五条第三項第三号の区域を次のとおり指定し、令和五年岡山県告示第七十六号（岡山県屋外広告物条例第五条第三項第三号の知事が指定する区域）は、廃止する。

令和七年十一月二十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

指定する区域	所在地	指定年月日
津山市役所 本庁舎	津山市山北五二〇	令和五年一月十八日
美咲町役場	久米郡美咲町原田二二四 四番地一	令和七年十一月十八日

◎岡山県告示第五百二十二号

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第四百四十九号）第三十五条の六第一項の規定により、次のとおり液化石油ガス販売事業者を認定した。

令和七年十一月二十八日

岡山県知事

伊原木

隆

太

一 液化石油ガス販売事業者の名称及び代表者の氏名

岡山ガスエネルギー株式会社

代表取締役 白神 和幸

二 液化石油ガス販売事業者の住所

岡山市南区築港栄町七番地の二七

三 保安確保機器の設置及び管理の方法

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（平成九年通商

産業省令第十一号）第四十六条第一号に掲げる方法

四 認定年月日

令和七年十一月二十日

◎岡山県告示第五百二十三号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第五条第一項の規定により申請のあった特定施設の設置の許可申請の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和七年十一月二十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

1 申請の概要

(1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

名称 北興化学工業株式会社

住所 東京都中央区日本橋本町一丁目5番4号

氏名 代表取締役社長 佐野 健一

(2) 工場又は事業場の名称及び所在地

名称 北興化学工業株式会社岡山工場

所在地 岡山県玉野市胸上402番地

令和7年11月28日 岡山県公報 第12757号

(3) 特定施設に関する事項

区	分	新 設	廃 止		
工場又は事業場における施設番号		R-7-1	同左		
種	類	46-イ 有機化学工業製品製造業の用に供する水洗施設	同左		
能	力	5.6m ³ /hr 1.2~3.1回/日	5.6m ³ /hr		
工事着手予定年月日		許可後直ちに	-		
工事完成予定年月日		工事着手後1週間	-		
使用開始予定年月日		工事完成後直ちに	-		
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		連続24時間	同左		
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値並びに当該汚水等の通常量及び最大の量	区 分	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量 (m ³ /日)	18	21.2	同左	
	p H	0.5~2.5	0.5~2.5		
	COD (mg/L)	760	1,000		
	S S (mg/L)	33	57		
	油 分 (mg/L)	32	41		
	T-N (mg/L)	17	20		
	T-P (mg/L)	0.4	0.6		
	ふっ素 (mg/L)	<0.1	55		
	ほう素 (mg/L)	<0.1	14		
ベンゼン (mg/L)	<0.01	0.1			
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (mg/L)	6.8	8			

備考 種類は、水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1の号番号及び名称とする。

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

変更なし

(5) 排水口に関する事項

変更なし

2 縦覧の期間及び場所

(1) 期 間 令和7年11月28日から同年12月19日まで

(2) 場 所 岡山県環境文化部環境管理課及び玉野市役所

ホームページ <https://www.pref.okayama.jp/soshiki/29/>

◎岡山県告示第五百二十四号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条第二項の規定により、次のとおり指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があった。

令和七年十一月二十八日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

長船荘デイサービスセンター

2 所在地

瀬戸内市長船町服部一四一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

社会福祉法人岡山千鳥福祉会

2 所在地

岡山市南区千鳥町七番七号

三 廃止の届出を受理した年月日

令和七年十一月二十一日

四 介護保険事業所番号

三三七二四〇〇一三九

五 サービスの種類

通所介護

◎岡山県告示第五百二十五号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項に規定する身体障害者手帳の交付のための診断をする医師を令和七年十一月十八日次のとおり指定した。また、同項の指定を受けた次の医師について、身体障害者福祉法施行令（昭和二十五年政令第七十八号）第三条第二項の規定によりその指定を辞退する旨の届出を受理した。
令和七年十一月二十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 指定した医師

指定医師名	診療科目	医療機関の名称	所在地
浪越 為八	腎臓	高梁中央病院	高梁市南町五三

二 指定を辞退した医師

指定医師名	診療科目	医療機関の名称	所在地
渡邊 正俊	呼吸器	医療法人 井上内科医院	玉野市玉二一二一〇
原 浩平	肢体不自由、心臓、呼吸器、腎臓、直腸、ぼうこう、小腸	矢掛町国民健康保険病院	小田郡矢掛町矢掛二六九五
城間 伸雄	直腸、ぼうこう、小腸	笠岡市立市民病院	笠岡市笠岡五六二八一
小栗栖 和郎	肢体不自由、心臓、呼吸器、腎臓	笠岡市立市民病院	笠岡市笠岡五六二八一
岡 哲秀	肢体不自由、心臓、呼吸器、腎臓、直腸、ぼうこう、小腸	岡外科胃腸肛門科	津山市河辺九四三一

◎岡山県告示第五百二十六号

岡山県青少年健全育成条例（昭和五十二年岡山県条例第二十九号）第七条の規定により、青少年の健全な育成のため特に有益であると認められる図書を次のとおり推奨する。
令和七年十一月二十八日

番号	図 書 名	著 者	作 者	発 行 所	対 象
1	てんしのふうちやん	ながえ おうき	文	みらいバブリックソング	幼 児
2	おまわりさんのきゆうじつ	中川 ひろたか	文	G a k k e n	”
3	さうじのないまち	村上 康成	絵	アノマーツ出版	小学生（低）
4	給食当番のいちにち	濱野 京子	文	少年写真新聞社	”
5	チャレンジ！ロボットコンテスト	ユウコ アリサ	絵	少年写真新聞社	”
6	千年先のあなたへ	大塚 菜生	文	少年写真新聞社	”
7	ジャンボタニシに負けるな！ 新たな米づくりにへの挑戦	イシヤマ アズサ	絵	少年写真新聞社	”
8	ハロアチャー！風香のペンダラデジユ	あさだ りん	作	金の星社	小学生（中）
9	ジュニア版 頂を目指して	難川 まつり	絵	金の星社	小学生（中）
		佐藤 まどか	著	B L 出版	小学生（高）
		佐藤 真紀子	絵	B L 出版	小学生（高）
		谷本 雄治	著	あかね書房	”
		茂木 ちあき	作	国士社	中学生
		スカイエマ	絵	国士社	中学生
		石川 祐希	著	徳間書店	”

◎岡山県告示第五百二十七号

岡山県青少年健全育成条例（昭和五十二年岡山県条例第二十九号）第十条第一項の規定により、青少年の健全な育成を害するおそれがある図書を次のとおり指定する。
令和七年十一月二十八日

岡山県知事 伊原 隆 太

番号	種別	名称	発行者等
1	雑誌	裏ネタJACK 2025年12月号	ダイアプレス
2	〃	劇画ロマンス vol. 38	大洋図書
3	〃	実話BUNKA超タブー 2025年11月号	コアマガジン
4	〃	ナックルズ極ベストvol. 41	大洋図書
5	〃	ヤングコミック2025年11月号	少年画報社

◎岡山県告示第五百二十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第二項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。

令和七年十一月二十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 保安林予定森林の所在場所

新見市豊永宇山字家ノ上四九〇八の一、字大森畑四九二二

二 指定の目的

落石の危険の防止

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。
字家ノ上四九〇八の一（次の図に示す部分に限る。）

(2) その他の森林については、主伐は、択伐による。

(3) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び新見市役所に備え置いて縦覧に供する。）

〔五二六〕地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）に基づき、特定調達契約につき、次のとおり落札者等を決定した。

令和七年十一月二十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 調達件名
岡山県高度防災情報ネットワーク整備事業映像システム整備業務
- 二 契約期間
契約締結日から令和八年三月三十一日まで
- 三 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地
岡山県危機管理課
岡山市北区内山下二丁目四番六号
- 四 落札者を決定した日
令和七年十一月十三日
- 五 落札者の名称及び所在地
株式会社アセント
東京都港区芝浦四丁目一六番二三号
- 六 落札金額
四八、一六九、〇〇〇円（うち消費税額及び地方消費税の額四、三七九、〇〇〇円）
- 七 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 八 入札公告日
令和七年十月三日

〔五二七〕大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

令和七年十一月二十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ひまわり山陽店・ループル山陽店

所在地 赤磐市下市字善正寺四七八番地一ほか

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 日本地所倉庫株式会社

住所 岡山市北区野田二丁目四番一号

代表者の氏名 代表取締役 藤沢 純造

3 変更事項

大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻

（変更前）午前九時

（変更後）午前零時（二十四時間）

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前）午前八時三十分から午前零時三十分まで

（変更後）午前零時から午後十二時まで（二十四時間）

4 変更年月日

令和七年十二月三日

二 届出年月日

令和七年十一月十日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

令和七年十一月二十八日から令和八年三月二十八日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課及び赤磐市産業振興部商工観光課並びに岡山県産業労働部経営支援課ホームページ

〔五二八〕建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第九条第一項の規定により、二級建築士の免許の取消しを行った。

令和七年十一月二十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 免許の取消しをした年月日

令和七年十一月二十日

二 免許の取消しを受けた建築士の氏名、その者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号

田中 準一 二級建築士 第三〇四三号

三 免許の取消しの理由

相続人から、当該建築士が死亡した旨の届出があったため

〔五二九〕地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）に基づき、特定調達契約につき、次のとおり落札者等を決定した。

令和七年十一月二十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 借入件名及び数量
X線マイクロアナライザー付走査電子顕微鏡装置の借入れ 一式
- 二 借入期間
令和八年二月一日から令和十五年一月三十一日まで
- 三 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地
岡山県警察本部刑事部科学捜査研究所
岡山市北区富田町一丁目三番二号
- 四 落札者を決定した日
令和七年九月二十五日
- 五 落札者の名称及び所在地
オリックス・レンテック株式会社
東京都品川区北品川五丁目五番一五号
- 六 落札金額
一月当たり三六六、八二八円（うち消費税額及び地方消費税の額三三、三四八円）
- 七 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 八 入札公告日
令和七年七月二十五日

◎岡山県選管告示第九十三号

政治資金規正法及び政党助成法に基づく報告書等の閲覧等に関する規程（平成八年岡山県選管告示第二十一号）の一部を次のように改正する。

令和七年十一月二十八日

岡山県選挙管理委員会

委員長 大 林 裕 一

第二条第一項第一号中「請求書」を「請求者」に改める。
第三条を次のように改める。

（政党助成法の規定による閲覧）

第三条 政党助成法（平成六年法律第五号）第三十二条第五項の規定による都道府県提出文書の閲覧については、第一条第二項の規定を準用する。

本則に次の一条を加える。

（政党助成法の規定による写しの交付）

第四条 政党助成法第三十二条第五項の規定による都道府県提出文書の写しの交付については、第二条の規定を準用する。

附 則

この告示は、令和八年一月一日から施行する。

◎岡山県選管告示第九十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定による政治団体の届出があった。
令和七年十一月二十八日

岡山県選挙管理委員会

大 林 裕 一

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

国會議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称

代表者の氏名

会計責任者の氏名

主たる事務所の所在地

届出年月日

田中しんじ後援会

田 中 慎 二

田 中 慎 二

浅口市鴨方町鴨方一五七―六

令和七・一〇・二一

◎岡山県選管告示第九十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があつた。
令和七年十一月二十八日

岡山県選挙管理委員会
委員長 大林裕一

一 政党の支部		代表者の氏名		異動事項		異動年月日	
政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	代表者の氏名	異動年月日	代表者の氏名	異動年月日	
自由民主党岡山県参議院選挙区第二支部	小野田 紀美	会計責任者の氏名	石原 千絵	令和七・一〇・二〇	山口 栄利香	令和七・一〇・二〇	
岡山維新の会	浦野 靖人	代表者の氏名	浦野 靖人	九・三〇	池下 卓	九・三〇	
立憲民主党岡山県第一区	原田 謙介	代表者の氏名	赤澤 幹温	一〇・一	柚木 道義	一〇・一	
総支部			原田 謙介	九・三〇			

二 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称		代表者の氏名		異動事項		異動年月日	
赤磐歯科医師連盟	岡本 公宣	主たる事務所の所在地	赤磐市穂崎八五七	令和七・一〇・二二	坂本 宏充	令和七・一〇・二二	
秋山まさひろ後援会	秋山 正浩	代表者の氏名	岡本 公宣	一〇・一	坂本 宏充	一〇・一	
井原歯科医師連盟	佐藤 和良	主たる事務所の所在地	岡本市西原町九九一	一〇・二二	吉井 哲也	一〇・二二	
大橋けん後援会	大橋 研	代表者の氏名	井原市上出部町四二〇	一〇・一	横山 雅之	一〇・一	
大森雅夫後援会	片山 浩子	主たる事務所の所在地	岡山市北区東古松三―三―三二ウイック	一〇・一五	横山 雅之	一〇・一五	
小野田きみ後援会	小野田 紀美	代表者の氏名	岡山東古松B―V	一〇・二〇	吉井 哲也	一〇・二〇	
雅友会	片山 浩子	主たる事務所の所在地	石原 千絵	一〇・一五	山口 栄利香	一〇・一五	
倉敷歯科医師連盟	上村 勝人	代表者の氏名	岡山市北区東古松三―三―三二ウイック	一〇・二二	山口 栄利香	一〇・二二	
児島歯科医師連盟	沼本 潤一郎	代表者の氏名	岡山東古松B―V	一〇・二二	山口 栄利香	一〇・二二	
さらなる高みへ飛躍おか	片山 浩子	主たる事務所の所在地	岡山東古松B―V	一〇・一五	山口 栄利香	一〇・一五	

やま	高梁歯科医師連盟	難波信也	ルム東古松B―V	高梁市正宗町一九〇五	〃	一〇・一二
〃	〃	〃	難波信也	中田公人	〃	〃
〃	玉島歯科医師連盟	長尾俊行	難波信也	中田公人	〃	〃
〃	〃	〃	長尾俊行	白神佳樹	〃	〃
〃	津山歯科医師連盟	皆木克朗	長尾俊行	白神佳樹	〃	〃
〃	〃	〃	皆木克朗	平滋之	〃	〃
〃	新見歯科医師連盟	森下徹也	皆木克朗	平滋之	〃	〃
〃	〃	〃	新見市西方四三緑町マンション四〇一A号室	新見市新見二二〇―三	〃	〃
〃	三菱自工労組政治活動委員	吉井哲也	吉井哲也	小橋政次	〃	一〇・一
〃	員会水島支部	〃	中野浩司	吉井哲也	〃	〃
〃	山口ひろたか後援会	山口博隆	中野浩司	吉井哲也	〃	〃
〃	和気歯科医師連盟	武内典之	和気郡和気町福富六一六一	備前市穂浪三九五―一七	〃	一〇・一二
〃	〃	〃	武内典之	久本昌弘	〃	〃
〃	〃	〃	武内典之	久本昌弘	〃	〃

◎岡山県選管告示第九十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定による政治団体の解散の届出があった。
令和七年十一月二十八日

岡山県選挙管理委員会

委員長 大 林 裕 一

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称

小椋晶志後援会

電機連合岡山政治活動委員会

代表者の氏名

藤 木 成 一

小 松 明

解散年月日

令和七・六・二

〃 一〇・四

◎岡山県選管告示第九十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第二項の規定による資金管理団体の届出があつた。
令和七年十一月二十八日

岡山県選挙管理委員会

大

林 裕 一

資金管理団体の届出をした者（代表者）の氏名

公職の種類
浅口市議会議員

資金管理団体の名称
田中しんじ後援会

主たる事務所の所在地
浅口市鴨方町鴨方一五七―六

指定年月日
令和七・一〇・一九

〔三二〕 令和七年九月三十日付け公布岡山県規則第六十五号（岡山県事務処理規則の一部を改正する規則）に誤りがあった。

一・七	頁・行	
第12項	誤	
第12条	正	

〔二三〕 令和七年九月三十日付け公布許認可事務等標準処理期間要綱の一部改正（岡山県告示第四百四十七号）に誤りがあった。

1・10	頁・行		
債務保証規程	誤		
債務保証業務規程	正		